

令和５年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)	部局名	都市整備部
款	項	目			課 名	都市計画課
7	4	1	都市計画総務費	306		

I：事業概要

施策事業名	都市計画管理						
事業目的	健全で秩序ある都市の形成						
事業内容	●事業の全体計画 ・都市計画行政全般の事務及び各種同盟会・協議会の事務 ・R3～R6 都市計画基礎調査 ・R3～R5 立地適正化計画の策定 ●主な事業内容 ○都市計画総務事務 ・都市計画行政全般の事務及び各種同盟会・協議会の事務 ・名濃バイパス建設促進期成同盟会事務局運営 ○都市計画推進 ・都市計画基礎調査 - 県下統一で実施する都市計画に関する基礎的調査 ・都市再生整備計画 - 令和５年度の計画期間終了に伴う犬山駅周辺地区の計画事業に対する事後評価及び次期計画策定 ○立地適正化計画策定 - 都市再生特別措置法に基づくもので、持続可能な都市構造の実現に向け、「コンパクト＋ネットワーク」の考え方のもと、居住機能や都市機能の誘導についての方針を示す計画 ●主な決算の内訳 <table><tr><td>都市計画基礎調査</td><td>2,585,000円</td></tr><tr><td>都市再生整備計画事後評価及び計画策定</td><td>7,370,000円</td></tr><tr><td>立地適正化計画策定</td><td>5,414,200円</td></tr></table>	都市計画基礎調査	2,585,000円	都市再生整備計画事後評価及び計画策定	7,370,000円	立地適正化計画策定	5,414,200円
都市計画基礎調査	2,585,000円						
都市再生整備計画事後評価及び計画策定	7,370,000円						
立地適正化計画策定	5,414,200円						
事業の成果・効果	●都市再生整備計画： ５年間の計画期間の終了に伴う委員会及び庁内による事後評価を行い、今後実施予定の事業を視野に入れた次期計画の策定を完了した。 ●立地適正化計画の策定： 附属機関の都市計画マスタープラン等策定委員会により検討を進め、本年度は４回の委員会を開催し立地適正化計画の策定を完了した。						

II：個別事業内訳 (単位：千円) (見直し・点検進捗評価は４段階)

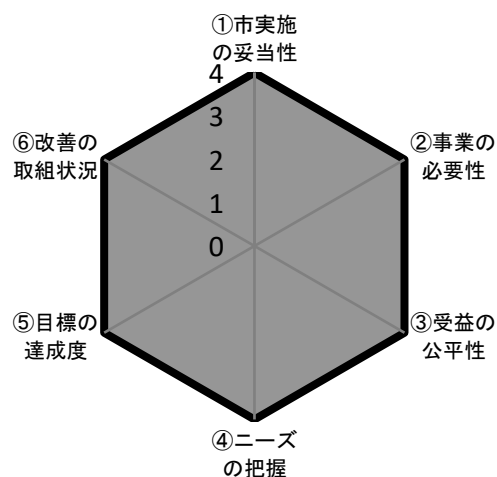
事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
都市計画総務事務	1,702	81	1,621	95%	4	4	4
都市計画推進	13,728	3,000	10,728	78%	4	4	4
都市計画マスタープラン等策定	5,836	2,600	3,236	55%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	21,266	5,681	15,585	73%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R4決算	R5決算	R6予算
		22,465	21,266	13,014
財源内訳	国県支出金	2,200	5,600	0
	地方債	0	0	0
	その他	77	81	105
	一般財源	20,188	15,585	12,909
一般財源の割合		90%	73%	99%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	都市再生整備計画は、犬山駅周辺地区の計画的な整備に必要な計画である。立地適正化計画は、都市再生特別措置法に定められた将来の目指すべき都市像を実現するための計画である。
②事業の必要性	4	立地適正化計画は居住や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランで、市民の生活に直結する計画である。
③受益の公平性	4	立地適正化計画は、市内全域を対象とした、居住や都市機能のゆるやかな誘導を図り、将来の目指すべき都市像を実現するための計画である。
④ニーズの把握	4	立地適正化計画は、市民アンケートによる意見収集やパブリックコメントなどを実施し策定したものである。
⑤目標の達成度	4	都市再生整備計画の事後評価及び次期計画の策定を完了した。立地適正化計画は策定を完了した。
⑥改善の取組状況	4	各種事務処理や要綱などについて再確認を行った。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和5年度に見直しを実施した事項	事務局を引き継いだ同盟会において、他市町との情報共有を図りながら、効率的かつミスのない事務処理を行った。
令和6年度に見直しを実施している事項	各種事務処理などについて定期的な確認を行う。
今後見直しを検討する事項	各種事務処理などについて定期的な確認を行う。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和5年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
五郎丸東一丁目で道の駅に代わる新たなまちづくりを進めるため、地権者や関係機関等と連携して円滑な事業実施につなげる必要がある。	地権者や関係機関等との連携を図りながら調整を密に行い、円滑な事業の実現・実施を目指す。

令和５年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
7	4	3	建築総務費	312

部局名	都市整備部
課 名	都市計画課

I：事業概要

施策事業名	建築景観管理
事業目的	犬山らしいまちなみ景観の保全と、建築物の安全性の向上
事業内容	●事業の全体計画 建築行政業務全般として建築総務事務・景観整備事業・民間建築物耐震事業・空き家対策事業・定住促進事業を行う。 ●主な事業内容 ○建築総務費 ・都市計画法等に関する許認可事務 ・公共建築物の営繕業務 ○景観整備事業 ・景観条例及び景観計画に基づく届出、歴史的建築物及び景観形成促進地区内の建築物への助成による景観の保全 ・屋外広告物法に基づく許可、指導 ○民間建築物耐震診断改修事業 ・建築物耐震改修促進計画に基づく各種支援 ○空き家対策事業 ・空き家特措法、空き家条例に基づく指導 ・空き家相談や空き家バンクによる活用促進 ○定住促進事業 ・定住促進施策として「ふるさと定住・働きて定住サポート事業」「住宅リフォーム補助金」の推進 ●主な決算の内訳 ・公共建築工事積算単価表等利用料 448,800円 ・景観形成助成金 5,643,000円 ・民間木造住宅耐震改修費等補助金 10,960,000円 ・ふるさと定住、働きて、住宅リフォーム補助金 16,359,000円
事業の成果・効果	・開発許可審査 21件、建築許可審査 33件により適切なまちづくりを進めることができた。 ・民間木造住宅 耐震診断 50件、耐震改修補助 5件、除却補助 18件により住宅の耐震化を進めることができた。 ・ふるさと定住促進サポート事業 同居 9件、近居 21件、働きて 2件の補助事業により、93人の定住を支援することができた。また住宅リフォーム22件の補助事業により市内定住を支援することができた。

II：個別事業内訳

(単位：千円)

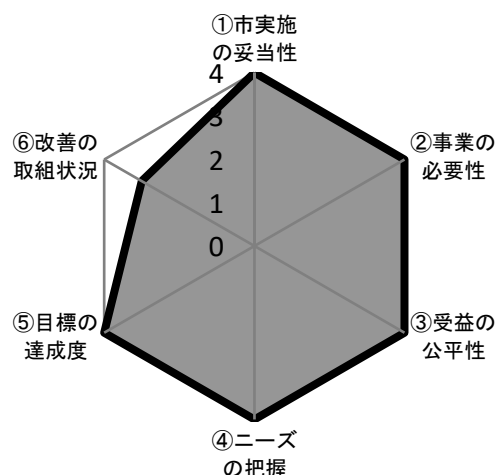
(見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
建築総務事務	1,044	0	1,044	100%	4	4	3
景観整備	6,134	993	5,141	84%	4	4	4
民間建築物耐震診断改修	11,675	8,403	3,272	28%	4	4	4
空き家対策	84	0	84	100%	4	4	4
定住促進	16,359	0	16,359	100%	4	4	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	35,296	9,396	25,900	73%	4	4	3

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R4決算	R5決算	R6予算
		43,048	35,296	63,370
財源内訳	国県支出金	13,793	8,403	22,120
	地方債	0	0	0
	その他	718	993	2,218
	一般財源	28,537	25,900	39,032
一般財源の割合		66%	73%	62%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	都市計画法に基づく許可事務、建築基準法に基づく事務、景観法耐震改修促進法、空き家特措法などに基づく事業で、市が実施しなければならない事業である。
②事業の必要性	4	景観、耐震、空き家対策に関する事業は、各種計画に基づいて行う事業で、継続することで住環境の改善の効果に繋がる事業のため継続実施の必要がある。
③受益の公平性	4	各種補助制度の活用は、それぞれの条件を満たす必要があるものの、景観、耐震、空き家対策、定住促進に関する事業は、市全域が対象である。
④ニーズの把握	4	空き家対策は市民の相談等、景観については城下町の町内会との意見交換や歴史的建築物所有者等へのアンケート、耐震、定住促進については補助制度活用者へのアンケートを実施し、ニーズの把握に努めている。
⑤目標の達成度	4	景観、耐震、定住促進については概ね目標どおりの補助制度の活用があり、空き家対策については、計画に基づく指導や空き家バンクの活用により諸問題の解決が図られている。
⑥改善の取組状況	3	各種事務処理や補助要綱などについて再確認を行い、添付図書の見直しや手続きを電子申請可能にするなど申請者の負担軽減を図った。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和5年度に見直しを実施した事項	住まいの耐震化事業において、補助金交付申請者の負担軽減を図るため、添付図書の見直しや、一部手続きを電子申請可能にした。ふるさと定住サポート事業において、世帯構成の多様化に対応するため、犬山市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱に基づきパートナーシップに係る証明を受けた者を補助金交付対象者に追加した。
令和6年度に見直しを実施している事項	令和7年度の「犬山市空家等対策計画」の改訂に向けて、空家等実態調査を実施し、市内空家等の傾向の把握と、空家等対策推進に関する特別措置法の改正を踏まえ、空家等の問題解決に繋がる効果的な計画改訂の方向性を検討する。
今後見直しを検討する事項	定住促進や地域振興などを目的に行ってきた都市計画法に関する制限緩和について、関連する実績の調査を行いながら、必要に応じて対象となる施策や条例・要綱などの見直しを図っていく。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和5年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
人口減少や企業誘致に対して、効果的な支援策などを行いながら、建築に関する施策の効果を上げていく。	都市計画マスタープランや立地適正化計画の策定に合わせて、都市計画法の許可に関する条例や補助要綱などの見直しを検討しながら、より効率的なまちづくりが行えるような施策の検討を継続していく。

令和5年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
7	5	1	住宅管理費	320

部局名	都市整備部
課 名	都市計画課

I：事業概要

施策事業名	市営住宅管理
事業目的	市営住宅を適正に管理していく。
事業内容	●事業の全体計画 市営住宅を適正に管理していく。 管理戸数：7団地 41戸 【薬師7戸、秋葉下6戸、中野5戸、西北野4戸、塔野地3戸、向米野12戸、西ノ山4戸】 ●主な事業内容 ・市営住宅の適正管理 ●主な決算の内訳 ・修繕料 792,000円 ・住宅管理業務委託料 2,467,875円 ・住宅除却工事 1,617,000円
事業の 成果・効果	市営住宅を適正に管理していくことで、居住者が安全に利用されている。

IⅡ：個別事業内訳

(単位：千円)

(見直し・点検進捗評価は4段階)

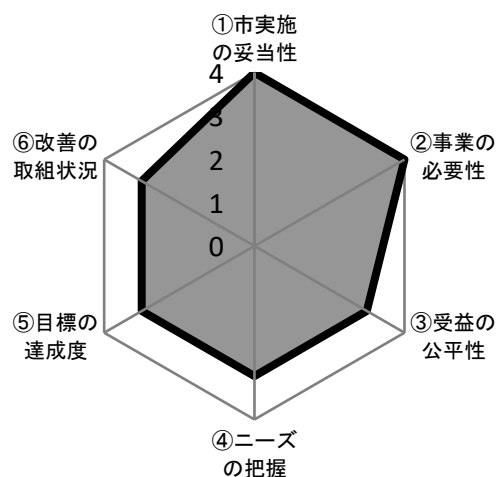
事業名	決算額	財源内訳		一般財源 の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信 ・共有化	業務適正化
市営住宅管理	4,953	2,251	2,702	55%	3	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	4,953	2,251	2,702	55%	3	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R4決算	R5決算	R6予算
		4,582	4,953	4,515
財源内訳	国県支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他	1,940	2,251	2,204
	一般財源	2,642	2,702	2,311
一般財源の割合		58%	55%	51%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	市営住宅は、公営住宅法に基づく住宅で、市が維持管理しなければならない。
②事業の必要性	4	新規募集を中止しているが、現入居者に対してのサービス提供は必要である。
③受益の公平性	3	新規募集は中止しており、入居者も少数になっている。入居者からは使用料を徴収して運営している。
④ニーズの把握	3	管理人を配置するなど、入居者のニーズを把握しながら適切な維持管理を行っている。今年度、入居者へのアンケートを実施し、修繕箇所の把握を行い、来年度以降の修繕計画を検討した。
⑤目標の達成度	3	解体工事は1棟行い、規模縮小を図ることができた。修繕工事は適切に要望に応え、修繕工事を行った。
⑥改善の取組状況	3	歳出削減、空き地の有効活用を図りながら財源確保を継続して取り組む。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和5年度に見直しを実施した事項	用途廃止した空き家を解体することで、周辺の環境改善を図ることができた。また、修繕工事においてアンケートを実施し、市営住宅全体の修繕箇所を把握し、修繕計画を立てた。空き地については、一時的な利用者に対する貸出しを実施し、財源確保に努めた。
令和6年度に見直しを実施している事項	建築後65年以上が経過し老朽化が著しいことから、市営住宅全体の用途廃止を含めた今後の方針の再検討を行い、市営住宅個別施設計画を策定する。また、現在市営住宅の新たな入居者の募集を停止していることから、既存借上型など新たな市営住宅供給方法を検討する。
今後見直しを検討する事項	空き住宅の解体により、まとまった範囲が売却可能となる住宅団地について、一部用途廃止を検討する。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和5年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
建築後65年以上が経過し老朽化が著しく、新耐震基準前に建築された建物であることから、耐震性に課題があり、現在新たな入居者の募集を停止している。	全体の用途廃止を含めた、今後の方針を再検討し市営住宅個別施設計画を策定すると同時に、住宅確保要配慮者への支援として、既存借上型など新たな市営住宅供給方法を検討する。